

更新日:

担当:計画課 森林施業調整官

名称	白髪山天然ヒノキ(遺伝資源)希少個体群保護林		
面積	208.54 ha	設定年月日	大正 4年10月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県本山町に所在する。 嶺北森林管理署管内 口白髪山国有林 22林班は・に・ほ・へ・と小班 白髪山国有林 24林班に・ほ・へ・と小班 牛蒡谷山国有林 39林班は小班、40林班は小班、43林班ち小班 高知県北部の白髪山に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1130～1470mに位置し、冷温帯に属する。 白髪山は、山塊の大部分が蛇紋岩からなる特殊な地質であり、その上に、ヒノキのほか、ツガ、ゴヨウマツ等の針葉樹が多く生育している。 白髪山の南南西側山麓には、ブナ、ヒメシャラ、ケヤキ、トチノキ等の落葉広葉樹林がある。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然ヒノキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。ただし、落葉広葉樹が優占する林分においては、落葉広葉樹林としての維持を優先する。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	白髪山県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】 高知県天然記念物(22林班ほ・と小班の一部:15.70ha)【文化財保護法、高知県文化財保護条例】平成28年5月		
その他留意事項	大正 4年10月 学術参考保護林を設定 平成 2年 3月 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成29年 5月 日本森林学会による林業遺産に認定 平成30年4月 白髪山天然ヒノキ(遺伝資源)希少個体群保護林に名称変更 白髪山の山頂南側付近には数千本の立ち枯れたヒノキの白骨林があり、また、南西側山麓(「八反奈路」と呼ばれる箇所)にはヒノキの根がタコ足状に広がった「根下がりヒノキ」の巨木が点在する。		